

平成25年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成25年12月12日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 山本明生 | 2番 | 木村政子 |
| 3番 | 三浦耕一 | 4番 | 大石哲雄 |
| 5番 | 畑山豊 | 6番 | 奥田誠 |
| 7番 | 沖田公子 | 8番 | 榎本敏 |
| 9番 | 木本眞次 | 11番 | 吉田盛彦 |
| 12番 | 井澗治 | | |

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 平田隆文 | 局長補佐 | 十河貴子 |
|------|------|------|------|

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 小出隆道 | 副町長 | 平見信次 |
| 教育長 | 梅本昭二三 | 会計管理者 | 笠松眞年 |
| 総務政策課長 | 山本敏章 | 総務政策課員 | 川口孝志 |
| 総務政策課員 | 森岡真輝 | 企画員 | 水口和洋 |
| 企画員 | 撫養充洋 | 総務政策課員 | 山崎一光 |
| 企画員 | 橋本秀行 | 企画員 | 植本敏雄 |
| 企画員 | 菅谷雄二 | 企画員 | 和田精之 |
| 企画員 | 平田敏隆 | 企画員 | 原宗男 |

| | | | |
|---------------|-------|-----------------|-------|
| 住民生活課 企画員 | 坂本 徹 | 上下水道課長 | 福田 睦巳 |
| 上下水道課 企画員 | 植本 亮 | 上下水道課 企画員 | 谷本 芳朋 |
| 教育委員会 総務課長 | 家高 英宏 | 教育委員会 生涯学習課長 | 藪内 博文 |

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 49 号 平成 24 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 50 号 平成 24 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 51 号 平成 24 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 52 号 平成 24 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 53 号 平成 24 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 54 号 平成 24 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 55 号 平成 24 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 56 号 平成 24 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 57 号 平成 24 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 58 号 平成 24 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 59 号 平成 24 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 60 号 平成 24 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算

認定について

- 日程第16 議案第61号 平成24年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第62号 平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第18 議案第69号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第70号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第71号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第72号 平成25年度上富田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第73号 平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第74号 平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第75号 平成25年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第76号 平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第77号 平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第78号 平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第79号 平成25年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第80号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度第1号高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事）

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成 2 5 年第 4 回定例会を開催するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 1 名であります。

産業建設課、三栖企画員より、会計検査受検のため欠席届が出ておりますので報告いたします。

さて、本 1 2 月議会よりインターネットによる議会放映が実施されます。インターネット放映は、町村レベルでは県下初の実施となります。住民により開かれた議会を目指し、どなたでも、いつでも議会の様子を見ることができるようになります。インターネット放映を通じ、住民の方々から議会の論戦に対しさまざまな意見をお寄せいただき、その意見に応えることが議会の活性化につながるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 5 年第 4 回上富田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 7 番、沖田公子君、8 番、榎本敏君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 2 4 日までの 1 3 日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は13日間に決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前10時28分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成25年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしく願いいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と、今定例会までに提出されています重度心身障害児（者）医療費助成事業の継続を引き続きお願いいたしますの要望書、重度心身障害児（者）医療費助成事業において新規65歳以上の障害者も同制度に復活させてくださいの要望書、災害時透析患者の防災と透析の確保のお願いの陳情書、「要支援者に対する介護予防給付継続」と「介護施設への入所は重度者に限定しないこと」等を求める意見書採択を求める陳情書につきましては、お手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日12月12日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日ここに平成25年第4回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力をいただき、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、本年も彦五郎公園のイルミネーションが灯り、年の瀬を感じるきょうこのごろですが、本年を振り返ってみますと、全国で大型台風による甚大な被害が発生しました。9月16日に台風18号が紀伊半島沖を北東に進み、愛知県に上陸し、本州を縦断し、京都、滋賀、福井では48時間雨量が50年に一度の値の地点が74カ所に達したため、初の特別警報が発令されました。また、10月16日は、台風26号により伊豆大島では24時間雨量が800ミリを超える記録的な台風となり、大規模な土石流が発生し、多数の死傷者や行方不明者を出す結果となりました。

幸い、上富田町は大きな被害もなく、平和な1年となりましたが、今後、大雨洪水特別警報が発令された場合を想定して、職員には避難対応について検討するよう指示しております。

世界に目を向けますと、隣国であります韓国との間では歴史認識の違いや、中国との間では尖閣諸島の占有問題等により両国の首脳会談が開催されていない状況にあります。また、国政に目を向けますと、安倍内閣は来年4月からの消費税率の8%への引き上げにあわせて5兆円規模の経済対策を実施し、デフレ脱却と財政再建を両立する考えを示しておりますが、私たちの地域経済への悪影響が出ないことを願っております。

一方、町の施策の現状と防災対策について、町内6地区で町政報告会を開催し、住民の方々に取り組みの現状報告をしております。

財政的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率については、いずれも基準内ではありますが、ここ数年は基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況であり、基金の枯渇を避けるためにも、さらなる行政改革による経費節減を進めてまいりたいと思いますのでご理解とご協力をお願いします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成24年度の一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定が13件、平成24年度の水道事業会計余剰金処分及び決算認定1件、条例の一部改正が3件、平成25年度の一般会計・特別会計補正予算が8件、工事請負変更契約の締結が1件の計26件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第49号から議案第62号までの案件につきましては、平成24年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。

決算審査特別委員会におきましては、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきましてご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第69号につきましては、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例は、50歳代後半における官民の給与差を考慮しまして、50歳代後半の給与水準の上昇をより抑える方向で、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこととするものでございます。

次に、議案第70号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例は、地方税法の施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要は、納税義務者が町外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法律改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等でございます。

次に、議案第71号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例は、議案第70号と同じく、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備等でございます。

次に、議案第72号につきましては、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第3号）でございます。

今回、既定額に3億1,400万6,000円を追加し、予算総額を65億9,276万9,000円と定めております。

なお、今回の補正に当たり、給料の減額支給措置及び職員の人事異動に伴う職員給与費等について、全般的に補正措置をしております。

補正予算の主な内容は、総務費では、和歌山県市町村総合事務組合特別負担金で1,806万6,000円、パソコン購入費で630万円、民生費では国民健康保険会計への繰出金4,422万1,000円、扶助費として重度心身障害児者医療費と乳幼児医

療費、ひとり親家庭医療費、障害福祉サービス費等で1億2,178万1,000円、一部事務組合等負担金で4,168万3,000円を追加補正しています。農林水産業費では、稚魚の放流事業補助金で350万円、農業集落排水事業繰出金で269万4,000円、土木費では公共下水道事業繰出金で1,973万9,000円、教育費では生馬小学校整備事業費で1,012万円を措置しております。一方、歳入につきましては、国・県補助金、基金繰入金及び前年度繰越金等を見込み措置しております。

次に、議案第73号につきましては、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に3,603万4,000円を追加し、予算総額を21億2,599万1,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、出産育児一時金で462万円、人間ドック委託料で315万9,000円、過年度分療養給付費負担金返還金で2,393万6,000円を措置しております。

次に、議案第74号につきましては、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に201万6,000円を追加し、予算総額を2億4,113万4,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、人間ドック補助金で35万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金で167万3,000円を措置しております。

次に、議案第75号につきましては、平成25年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に2,838万8,000円を追加し、予算総額を12億3,085万9,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、介護給付費の追加措置及び過年度介護給付金交付金の返還金を措置しております。

次に、議案第76号につきましては、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）でございます。

今回、既定額から914万9,000円を減額し、予算総額を7億1,971万5,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、人件費1名分を一般会計予算に組み換え措置を行っております。

次に、議案第77号につきましては、平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に269万4,000円を追加し、予算総額を1億8,646万1,0

00円と定めております。

補正予算の主な内容は、施設費維持管理費に係る修繕費等を措置しております。

次に、議案第78号につきましては、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に1万4,000円を追加し、予算総額を2億9,772万3,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、人件費の増額と公債費の財源内訳の変更でございます。

次に、議案第79号につきましては、平成25年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に3,390万円を追加し、予算総額を7億234万2,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、配水設備改良費で3,380万円を措置しております。

次に、議案第80号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成25年度第1号高速道路推進事業、大内谷第二残土処分場造成工事）でございます。

本議案につきましては、平成25年6月議会定例会でご承認いただきました工事請負契約の工事内容を変更するものでございます。

変更契約の主な内容は、切り土のり面の排水工事並びに吹きつけ工事及び仮舗装工事の追加に伴うもので、3,247万1,250円を増額し、契約金額を3億3,314万6,100円とするものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。

詳細につきましては、担当課長・企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

△日程第4 議案49号～日程第17 議案第62号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第17 議案第62号、平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで14件を一括議題といたします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成25年12月12日、上富田町議会議長、大石哲雄殿

決算審査特別委員会委員長、吉田盛彦

決算審査報告書

平成25年第3回（9月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、議件

議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第50号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

議案第51号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について

議案第52号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について

議案第53号、平成24年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について

議案第54号、平成24年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について

議案第55号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について

議案第56号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について

議案第57号、平成24年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について

議案第58号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について

議案第59号、平成24年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について

議案第60号、平成24年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について

議案第61号、平成24年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について

議案第62号、平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

2、審査結果

議案第49号から議案第61号までを認定とし、議案第62号については可決及び認定とする。

3、審査年月日

平成25年9月27日、10月9日、10月15日、10月16日、10月17日、
10月23日、11月1日

4、審査内容

別紙のとおり

以上です。

○議長（大石哲雄）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、11番、吉田盛彦君。

○決算審査特別委員会委員長（吉田盛彦）

おはようございます。

決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成24年度一般会計並びに各特別会計の決算認定につきましては、9月定例会において決算審査特別委員会に付託され、閉会中7日間にわたり審査を行いました。

当委員会に付託された議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から議案第62号、平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで14件についての審査結果は、委員会として、議案第49号から議案第61号までを認定とし、議案第62号については可決及び認定ということに決定しました。

決算審査報告書を提出していますので、簡単にその内容について報告させていただきます。

まず、初めに、3ページ、4ページの一般会計につきましては、歳入歳出関係と年度別の一般会計、収支実績表を掲載しております。

平成24年度の決算額の歳入歳出差引額は1億2,386万4,000円で、翌年度への繰り越すべき財源2,497万1,000円を除いた実質収支は9,889万3,000円となっております。

3ページの歳入関係について、まず対前年比で比較すると減額となった主な項目では、町税全体でマイナス2.6%で3,949万4,000円の減、地方剰余税でマイナス6.7%、444万5,000円の減、利子割交付金でマイナス10.1%、72万9,000円の減となっております。

一方、自動車取得税交付金でプラス21%、326万円2,000円の増、分担金及び負担金でプラス17.0%、1,168万3,000円の増、寄附金プラス308.4%、1,226万6,000円の増となっております。

町税では、前年度と比べて住民税で0.9%の減、固定資産税で6.7%の減、町た

ばこ税で9.7%の増、入湯税で3.2%の減となっており、軽自動車税については3.5%の増となっております。

また、ゴルフ場利用税交付金については、町内2カ所のゴルフ場で、平成24年度中では延べ4万6,204人の入場者となっており、前年より延べ2,899人の減となっております。

町たばこ税についても、平成20年度には9,279万9,000円あった収入も年々減少しましたが、平成22年の値上げによりまして、平成23年度で平成20年度比2,870万8,000円の30.9%の増となっておりますが、本数自体が減っているため、町内においても年々禁煙者がふえつつあることが伺えます。

地方特例交付金が1,161万7,000円、54.7%の減であります。地方交付税で4,978万7,000円、2.7%の減であります。諸収入で1,268万5,000円、15.1%の減となった一方、使用料及び手数料で3,393万7,000円、37.2%、国庫支出金1億1,539万5,000円、14.8%、財産収入で3,215万6,000円、512.4%が前年度と比べて増加しております。使用料及び手数料は、定住促進住宅使用料によるもので、財産収入の大幅増は砂利販売収入と電柱占用料金によるところが主な理由となっております。

年々、地方財政が厳しさを増しており、我が町においても財源の確保が極めて厳しい状況となっております。自主財源は、対前年度に比べて1億7,209万2,000円、8.7%の増となっており、これはまちづくり寄附金、財政調整基金、減債基金からの繰り入れ、砂利販売収入、災害等工事関係の繰越金の増加が原因となっております。

いずれにしても、自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度となるものであるから、今後できる限り自主財源の確保に努めるべきと考えます。また、事業の推進に当たっては、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされたいと指摘しているところであります。

次に、4ページの歳出関係について、性質別の構成比では消費的経費が54.6%、金額にして33億7,085万円で、このうち人件費は前年度に比べて1.4%の、維持補修費で5.1%の減、人件費減の理由としては、人事異動により給与の高い職員が特別会計扱いになったことによるものであります。

一方、物件費では11.9%の増、扶助費では4.8%の増、補助費等では4.2%の減となっております。これは物件費では健康管理システム導入委託料等の増によるものです。

また、扶助費については、児童手当の減と子ども手当及び障害者福祉サービス費の増、補助費等については上大中清掃施設組合負担金の減が原因となっております。

全体的に、消費的経費が前年度に比べて2.6%、金額にして8,391万3,000円と微増しております。

次に、投資的経費の構成比は19.8%、金額にして12億2,339万9,000円で、普通建設事業費についてみると、対前年度比では3.7%の減となっております。

補助事業費の内訳では、庁舎の耐震改修事業と上富田中学校屋内運動場事業の増、公営住宅建設事業、上富田中学校校舎耐震化改修事業の減となっております。また、単独事業については62%、金額にして2億3,000万9,000円の増となっており、これは総合保育所建設事業、大内谷残土処分場整備事業、一方、共同汚水処理施設解体事業と小規模土地改良事業の減もありましたが、増加の主な原因となっております。

当年度一般会計収支実績では、実質収支で9,889万3,000円の黒字、単年度収支についても51万5,000円の黒字となっております。厳しい財政事情が続く中で、行財政改革の効果があらわれていると考えますが、今後においても限られた財源を有効に活用され、第4次総合計画の基本理念である明るい豊かなまちづくり、明るく生活ができ、心の豊かさを実感できるまちづくりの目標実現のため、なお一層の努力を望むものであります。

次に、5ページには、歳入年度別・款別状況の表を記載しております。

平成24年度の歳入合計のうち、自主財源は34%、また依存財源では66%の構成比となっております。

また、6ページでは、自主財源と町税の状況を示しており、自主財源を確保して歳入構成が安定的となるよう創意工夫が必要になると思われるのでさらなる努力をされたいとしています。

町税の収入額は14億6,686万7,000円で、全体的に見ると前年度より2.6%の減となっております。各税の増減については、記載のとおりでございます。また、町税の未収額は総額で1億1,689万4,000円、徴収率については昨年度より1.3%ダウンの92.3%となっております。

徴収率の高い低いが町の財政運営に大きな影響を及ぼすことになるので、今後も徴収率の向上に努め、また税負担の公平に反することにならないよう納税意識の普及向上に努力されたいと指摘しております。

7ページの町債の状況では、本年度の借入額は一般会計で7億5,004万9,000円、前年度に比べて8%の増となっております。償還金は後年度において財政負担になるので、今後においても償還能力を十分考慮し、引き続き適正な財政運営に努められたい。

また、7ページから9ページにわたり、歳出について各年度の目的別決算額、消費的

経費、投資的経費、経常収支比率、公債費のそれぞれの状況を記載しております。

本年度の経常収支比率は90.2%となっており、経常収支比率は一般的な市町村では75%以下が望ましいとされているので、今後も経常経費の抑制に留意し、一層財源構造の弾力性の確保に努められたい。

公債費の状況としては、実質公債費比率が15.9%となっており、起債の借り入れをする際、実質公債費比率18%未満になったことから、許可から協議となり改善が図られております。実質収支公債費比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示すことになるので、今後、なお一層適正化を図り、財政の健全化に努力されたいと指摘しているところであります。

次に、10ページの各特別会計の決算額表についてです。

13の特別会計関係についての決算額を記載しております。

各特別会計につきましても、それぞれの審査を行いました。その概要を申し上げますと、まず初めに11ページの国民健康保険事業会計であります。

平成24年度の決算額は実質収支は、6,744万8,000円の黒字となっております。今年度特筆すべき点としては、保険給付費が11億9,424万円で、前年度に比べてマイナス6.77%、8,677万9,000円の減と近年では珍しく減少となっております。

保険税については、平成24年度において税額が据え置かれており、数年前と比較すると安定してきた財政運営がなされていると思われまます。今後の税率改正においては、国保の財政の十分な分析を行い、的確な状況判断の中、国保運営協議会を中心とした住民目線での税率改定に配慮を願いたいと思ひます。

また、高齢化社会の中、国保財政におかれましては、依然厳しい状況が続くことが予想されます。こういった状況で、医療、介護と連携のとれた福祉対策が必須であると思われる。来る高齢化社会に対応すべき福祉対策により医療費、介護費の抑制を行い、安定した国保財政の運営に努められたい。なお、和歌山県の国民健康保険の状況（平成24年度版）によると、上富田町は1人当たりの診療費は23万2,060円として前年度21万4,046円より1万8,014円の増となっておりますが、県下では4番目に少ない医療費となっております。ちなみにではありますけれども、みなべ町が19万1,333円、2番目は白浜町の21万2,165円、3番目に田辺市の22万200円、そして上富田23万2,060円ということでございます。

次に、宅地造成事業会計の決算は、実質収支が4億4,936万3,000円の赤字となっております。多額の赤字を生じている中で、分譲住宅地の早期売却、保有土地の売却に向けて年次計画の策定等を行い、健全財政の運営、維持に努められたい。

宅地取得資金・住宅新築資金貸付事業会計については、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を設立し、管理と回収に関する事務等を共同処理することになり、徴収等の取り組みを進めております。今後も、滞納額の徴収については個別実態を勘案の上、また新しい滞納を出さない方針で万全を期して対応されたい。

農業集落排水事業会計については、全地区が供用を開始し、つなぎ込み率も年々ふえてきております。

今後も、つなぎ込み率の向上に向けた努力や施設の維持管理と公共水域の水質保全の貢献に努められたい。

また、使用料の未収金についても、今後滞納額がふえないよう努力されたい。

なお、各地区のつなぎ込み率については記載のとおりであります。お目通しをください。

公共下水道会計では、平成19年度の供用開始から6年目となりました。供用開始区域につきましても平成25年3月現在、85ヘクタールとなり、全計画の29.6%となりました。また、平成22年5月より丹田台地区においても公共下水道として接続、これによりまして、つなぎ込み率も平成25年3月末では1,442戸のうち691戸の接続で47.9%となっております。

今後も、加入率の向上を図るとともに、公共下水道の整備に努められたい。

次に、介護保険会計については、保険給付費が前年度より5%、5,090万1,000円の増となっております。介護保険事業は年々サービス利用者がふえてきている状況にあります。

町では、介護予防事業等に積極的に取り組み、保険給付費の抑制に努めているが、介護を必要とする人の増加が予想されます。介護予防を含めた介護保険事業の効率的かつ安定的な保険財源の確保に努められたい。

また、保険料では普通徴収での未納が発生している。被保険者に対しては制度の大切さをより一層周知され、未収金の徴収に努められたい。

診療所事業会計については、平成24年度が初年度になります。歳入歳出同額の2,474万7,000円ありますが、うち一般会計からの繰り入れが1,737万7,000円となっております。問題点については、分析をされているようですが、今後はいかに改善策を講じるか、医師の派遣元である国立南和歌山医療センターと十分協議を行い、一般会計の負担減に努められたい。

水道事業会計については、当年度純利益8,348万8,000円、前年度繰越利益剰余金ゼロ円であり、当年度未処分利益剰余金として8,348万8,000円となっております。

会計としては、本年度を初めて剰余金が発生しましたが、今後においてもさらに公営企業の原則である経営の健全化に取り組み、安全で安心、安定した水の供給に努められたい。

以上、各特別会計についても指摘等をしているところであります。

また、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率及び公営企業の経営の健全化に関する資金不足比率の公表が一昨年の決算から適用となっております。平成24年度の決算については基準内となっておりますが、今後においても財政の健全化には十分留意されたい。

次に、16ページから17ページについては未収金関係であります。

平成24年度の現年度分についての収入未済額・徴収率についても記載しております。未収金については、全会計を一括した内容の説明を受け、審査を行いました。全会計の平成24年度末の未収金は総額4億3,085万7,893円となっております。

未収金の対策については、町内で設置している未収金対策協議会を中心に各課連携のもと、新たな未納者、滞納者の発生を減らすために定期的な督促状や催告書の発送、訪問徴収等を行っており、また町税等の滞納者に対する制限措置に関する条例の施行、町職員全員による未収金の徴収、さらに法的手続とした差し押さえの執行を行い、徐々に成果もあらわれている状況であります。

国民健康保険税では、悪質な滞納者には資格証明書の発行、水道料についても悪質未納者に対しては給水停止、それぞれ積極的な取り組みを行っております。

今後においても、納税の意識の高揚を図るとともに、新しい未収金をつくらないことを基本に置き、未納者個々の実態調査の分析を行い、未収金対策協議会を中心に各課密接な連携と全職員、役場全体が一体となり納税義務の公平・公正を期するため、特に悪質滞納者については引き続き和歌山地方税回収機構への移管と、必要に応じて法的措置も考慮に入れ、さらなる徴収を図られたいと指摘しているところであります。

なお、コンビニ収納率及び和歌山地方税回収機構への移管状況等については記載している表のとおりであります。ご参照くださいませ。

最後の18ページにつきましては、委員会の総括の個別指摘事項を記載しております。個別指摘事項につきましては、5項目あります。

1番目、平成24年度は財政的には極めて厳しい状況が続いていることから、自主財源の確保はもとより、国・県支出金等の依存財源の確保にもより一層の努力をされたい。

2、法人の固定資産税については、徴収率が昨年よりかなりの率のマイナスとなっているため、法人との確約事項については必ず履行するよう厳しく指導するとともに、不履行となった場合は必ず収納に至るよう、新たな方法論を含め、協議の場を設け打開に

努められたい。

3、特別会計診療所事業が本年度8月より新たな会計として事業がスタートしましたが、歳入に占める一般会計繰入金割合が高く、これは患者数の少なさが起因するものであり、患者数の減少については十分現状を把握され、問題意識を持って医師の派遣元である南和歌山医療センターとともに協議をされているという努力は認められるが、一般会計への負担軽減のため、何らかの改善策を見出すようさらなる検討をされたい。

4、農業集落排水事業の修繕料については、これは耐用年数による経年劣化が原因であるということだが、今後、耐用年数到来による施設の修繕料が見込まれる中、その費用捻出として、まず経費の削減やメンテナンスの強化、最終は使用料を含めた検討をされたい。

5番、負担金補助及び交付金のうち、団体補助金については団体の決算書を精査の上、毎年繰越金を出すことが常態化し、累積額が積み上がっている団体については補助金額の見直しを検討されたい。

以上、5項目にわたり指導しているところであります。

その他、詳しくは報告書をご参考いただければありがたいです。

以上で、平成24年度決算に伴う決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

どうぞ審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ただいまの決算審査報告書の中で、2件、刷り間違いがございますので、委員長のほうから訂正をしていただきます。

11番、吉田君。

○決算審査特別委員会委員長（吉田盛彦）

大変失礼いたしました。

私の決算報告書のほうと皆さんの資料のほうに若干の食い違いがありますので、訂正させていただきます。

3 ページの中ほどにあります「ゴルフ場利用税の交付金について」とあるんです。「平成23年度では町内2カ所のゴルフ場で4万6,104人」とあるんですが、これは「24年度」の間違いで、「23年度」を「24年度」に変えていただきたいのと、289人の人口が私の報告では減ったになっておるんですが、この資料のほうには「増」となっております。これは「減」ということで、この2点について訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（大石哲雄）

ただいま委員長が申し上げましたとおり、提出資料の訂正をお願いいたします。

以上をもって委員長の報告を終わります。

日程第4 議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井潤君。

○12番（井潤 治）

議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、反対いたします。

全体として、お金の使い方については非常にうまく使われていると思うんですけども、一般会計の当初予算の当時から反対の理由としておりましたことについて、若干分析を加えて、反対の理由を述べさせていただきたいと思います。

まず第1点は、三位一体の改革による影響についてであります。

平成24年度一般会計においても、三位一体の改革の影響は引き続き顕著にあらわれております。地方交付税の削減、対前年度比ではマイナス3,961万1,000円ありますけれども、対12年度比ではマイナス4億1,391万円あります。また、対12年度比累計では、実にマイナス54億9,625万9,000円あります。特別地方交付税は、対前年度比ではマイナス7,645万4,000円ありますけれども、対12年度比累計では実に8億5,252万4,000円あります。普通交付税、特別交付税累計合わせて、合計では実に63億4,878万3,000円となっております。

ます。こうしたことがこの地方の財政の運営に極めて大きな影響があるばかりでなしに、住民にも大きな負担増となってあらわれております。この地方交付税削減の事実は平成12年以来、町財政を圧迫し続け、その結果、住民の生活を苦しめております。

2つ目には、国庫負担金、補助金等の削減分を加えると莫大な金額になるものであります。その中心は民生費国庫負担の削減、平成15年では民生費がほとんど順次その年度から減額されてゼロになっております。教育費国庫負担のところでもまたあります。要保護及び準要保護児童援護費助成金、要保護生徒援助助成金も削減されております。さらに、住民税の均等割の額が住民の負担を大きくしております。

次に、4つ目としては、消費税の影響についてであります。

消費税は、一般会計では9,798万1,907円の支払いとなっております。消費税は住民の負担増だけではなしに地方自治体にも大きな影響、影を落とし、歳出の1.58%を占めているものであります。これが8%、10%になりますとさらに大変なことになると思います。

次に、若干の分析を行ってみたいと思います。

まず、地方債の返済の公債費はどうなっているかを見てみますと、公債費の状況は一般会計、住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業の普通会計分では7億1,463万9,000円となっております。特別会計分では農集、公共下水、水道事業は合計5億6,001万円となっております。あわせて公債費は13億164万9,000円となっております。

こういうふうに数字だけで見てみますと非常に少ないように見えるわけでありましてけれども、これをその返済を例えば1年で見ると13億164万9,000円です。では、1カ月で見ますと1億847万円の返済になります。また、1日にしますと356万6,161円を毎日返しているということになります。これに一部事務組合分のものを加えますと、上大中、富田川衛生、紀南老人、紀南病院は合計1億4,884万2,000円であります。これを先ほどの特別会計、普通会計の分に足しますと14億5,049万1,000円になります。これを1年の返済分につきましては14億5,049万1,000円ですけれども、1カ月では1億2,887万4,250円、1日では397万3,947円となって大変な金額を毎日上富田町は返済しているということになります。

また、地方交付税と公債費との関係を見ていきたいと思うんです。平成24年度の地方交付税決定額は15億6,000万円、普通交付税は15億6,502万7,000円であります。この交付税を計算するに当たるときに計算する基準財政需要額に公債費として計算参入されているのは2億9,937万円であります。地方交付税からこの公債費として基準財政需要額のカウント分であります2億9,937万円を引きますと1

2億6,565万7,000円となります。さらに、公債費は7億1,749万9,000円でありますから、この金額から基準財政需要額の公債費分の2億9,937万円を引きますと4億1,837万9,000円の不足になります。地方交付税からこの公債費分を引きますと8億4,727万8,000円が残ることになります。この残額を交付税から人件費8億5,706万2,000円を引きますと978万4,000円の不足となります。つまり、交付税だけでは公債費と仮に人件費を引きますとまだ1,000万ほど足りないということになっております。これは大変、町財政、町長を苦しめ、あるいは町当局の財政運営を苦しめているところであります。

さらに、地方債の状況ですけれども、平成24年度一般・特別会計、地方債の現在残高は115億6,676万1,000円であります。これに一部事務組合の将来的負担分であるところの9億375万3,000円を加えると実に124億7,051万4,000円となることとなります。つまり、かなりな地方債を私たちは抱え込んでこの会計をやってきているということになります。

そういう意味におきまして、財政運営は大変厳しい中でも工夫されているところでありますけれども、こうしたことが一般財源として使われる財源が不足するがために非常に住民の負担が大きくなってくる、あるいは住民の暮らしを厳しくする、財政運営を厳しくするということになっております。

また、これに対する首長の態度は、非常にこれを改革していく、あるいは上のほうに政府のほうに意見を申し述べていくというところが見られるわけでありまして、反対という立場ではありません。そういうことを含めまして、反対の理由といたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これをもって討論を終了します。

これより議案第49号、平成24年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する決算委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時24分

再開 午後 1時29分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第5 議案第50号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第50号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井潤君。

○12番（井潤 治）

議案第50号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に反対いたします。

非常に厳しい財源の中でのやりくりというものについての点につきましては、評価しておきたいと思います。その上に立って、この会計も三位一体の改革の影響が顕著にあらわれている会計であるということで、反対いたします。その理由を申し上げます。

三位一体の改革の影響は、ここでも顕著にあらわれており、国庫負担削減は国保財政

を厳しく、住民負担増となってあらわれています。町の9月議会答弁書によると、私の質問に対する答弁書を見ますと、その24年度の削減額は2億8,514万6,000円であります。国民健康保険税を見てみますと、1人当たり保険料調定額で平成12年は6万3,663円でした。平成24年は10万8,914円であります。実に金額にして4万5,251円の増額となっているのであります。

各保険給付費は、町長がよく言われているように保険給付費は平成12年は7億974万5,000円でありすけれども、平成24年度は11億9,424万円になっております。これは平成24年度は平成12年に対して48万4,495円の増となっております。町長言われるように、大変な給付費がふえているわけでありす。

ところが、その保険給付費が増加する一方で、最初に言いましたように国保財源の国庫負担が削減されております。皆さんご承知のとおり、国保というのは窓口負担が3割であります。あとの7割は給付費であります。その給付費の財源は国民健康保険税と国庫負担金であります。ところが、その負担金が限りなく削られております。例えば、ちなみに国庫負担の削減は平成16年から平成24年の10年間で、上富田町においては合計17億2,002万2,000円削られております。ですから、本当は給付費が医者へ行ってどんどんふえていっているわけです。そしたら、その給付費がふえているんだから国庫負担は本当はふやさないかん。国庫負担は減っていく。だから、それを補うために国保税を上げる。その結果、国民健康保険税が4万から5万円高くなっているんです。

このからくりというか仕組みを変えなくてはいけないということを私は言いたいわけでありすけれども、ちなみにさらに9月の答弁の中でどういうことが起こっているかといいますと、国民健康保険の所得別世帯数、例えば国保ではゼロ円から100万円の世帯が1,541世帯です。全体で2,695世帯のうち1,541世帯が100万円以下の所得です。ついでに介護保険いいますと、介護保険は人数ですけれども、3,437人のうちゼロ円から100万円の人は2,656人になります。こういう低所得者の人たちが国保税を納め、介護保険料を払っているわけですね。そういうことを変えない限り、この会計の財政は大変だということでありす。

町長は、引き続き町政を司るということになるかと私も予想しているんですけれども、こういう会計の中で本当にこの会計を賄っていくためには、かなりなことが財源対策を国にやってもらわないとやっていけない。町長いつも言っているように、もうこれ以上国保税上げられないんじゃないかというその声を私はよしとして、この会計のそういう影響を受けた会計であるということで反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第6 議案第51号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第51号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第7 議案第52号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第52号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 8 議案第 5 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 8 議案第 5 3 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 3 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 9 議案第 5 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 5 4 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第54号、平成24年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。
お諮りします。
この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本件については認定することに決しました。

△日程第10 議案第55号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第55号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第11 議案第56号

○議長(大石哲雄)

日程第11 議案第56号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 2 議案第 5 7 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 5 7 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

1 2 番、井澗君。

○1 2 番（井澗 治）

議案第 5 7 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について反対いたします。

保険あって介護なしと言われる状況が大変厳しくなっております。そして、さらに国庫負担が少ないがために町財政への繰り入れ、大変大きくなってきております。本来に後期高齢者から医療費を取らない制度、そういうことをやるべきであります。この保険制度は廃止すべきであります。そういう点で反対です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 7 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定に

ついでに採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 13 議案第 58 号

○議長（大石哲雄）

日程第 13 議案第 58 号、平成 24 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

まず、反対討論を許します。

12 番、井澗君。

○12 番（井澗 治）

議案第 58 号、平成 24 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について反対いたします。

後期高齢者にこういう保険料を取ってする制度は反対であります。さらにこれは国会で私どもの党は廃止する意向だという態度を持ち合わせております。反対いたしております。また、後期高齢者医療制度につきましては、非常に、先ほどからも申し上げておりますとおり、町財政への厳しい中での大変なところに来ているということになります。そういう点で反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第14 議案第59号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第59号、平成24年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、平成24年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第15 議案第60号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第60号、平成24年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、平成24年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 16 議案第 61号

○議長（大石哲雄）

日程第 16 議案第 61号、平成 24年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 61号、平成 24年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 17 議案第 62号

○議長（大石哲雄）

日程第 17 議案第 62号、平成 24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第62号、平成24年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。
お諮りします。
この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本件については可決及び認定することに決しました。

△日程第18 議案第69号～日程第29 議案第80号

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第69号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第29 議案第80号、工事請負変更契約の締結について（平成25年度第1号高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事）の件まで、12件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。
議案第69号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。
職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。
平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「により職員」の次に「(55歳を超える職員を除く。)」を加え、同条第3項を次のように改める。

第3項、55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、1号給（その者の勤務成績が極めて良好である場合は、2号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

今回の条例改正につきましては、平成24年の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に基づき、給料改定に準じて改正するものであります。

改正内容につきましては、55歳後半における官民の給料差を考慮しまして、55歳後半の給料水準の上昇をより抑える方向で本条例の第10条第3項を改めまして、55歳を超える職員につきましては、標準的な勤務成績では昇給しないものとするものであります。

なお、附則でこの条例は平成26年1月1日から施行するとしてございます。

また、次のページに参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますのでご参照願います。

何とぞ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

よろしくお願ひいたします。

私から、議案第70号及び第71号についてご説明申し上げます。

議案第70号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月3

0日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。

5ページ、第47条の2につきましては、現行制度では納税義務者が市町村の区域外に転出した場合は特別徴収から普通徴収に切りかえています。特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特定徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等でございます。

第47条の5につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額を平準化させるため、仮特別徴収税額を前年度の2分の1とする見直しでございます。

7ページをお願いいたします。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

恐れ入ります。9ページをお願いいたします。

附則第19条につきましては、株式等に係る所得等の分離課税を一般株式等に係る所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の整備でございます。

11ページをお願いいたします。

11ページから20ページ4行目までの旧附則第19条の2から旧附則第20条及び21ページの旧附則第20条の3、27ページの旧附則第20条の5につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、今回削除されることとなりました。

また、11ページ右側の新附則第19条の2につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う規定を新設したものでございます。

20ページをお願いいたします。

旧附則第20条の2は、規定を切り上げて附則第20条としております。

23ページをお願いいたします。

23ページから27ページの旧附則第20条の4につきましては、特定公社債の利子等が対象に加えられたことに伴う所要の規定を整備して附則第20条の2としております。

なお、附則におきまして、この条例は平成28年1月1日から施行するとなっております。ただし、第47条の2第1項、第47条の5第1項の改正規定につきましては、平成28年10月1日から、附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第

20条の5までの改正規定につきましては平成29年1月1日となっております。

以上でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号をご説明申し上げます。

議案第71号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

この条例の改正につきましても、税条例と同様、地方税法施行令の政令及び地方税法施行規則の省令が一部改正されたことに伴う所要の改正でございます。

主な改正点につきまして、参考資料のほうでご説明申し上げますので5ページをお願いいたします。5ページでございます。

附則第4項につきましては、上場株式等に係る配当所得の分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要規定の整備でございます。

附則第5項につきましては、規定の一部削除に伴う規定の整備でございます。

6ページをお願いいたします。

附則第7項につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備でございます。

7ページから8ページの旧附則第8項、第9項、第10項につきましては、法令では国民健康保険税条例について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、これらを削除し、第8項として上場株式等に係る譲渡所得の分離課税を新設したことに伴う規定を整備しております。

8ページをお願いいたします。

8ページの旧附則第11項につきましては、規定の削除に伴う整備及び条項を繰り上げ、第9項としております。

9ページの旧附則第12項は、旧附則第8項、第9項、第10項と同様の理由から規定を削除しております。

旧附則第13項及び10ページの旧附則第14項につきましては、規定の一部削除に伴う整備及び条項をそれぞれ繰り上げております。

11ページをお願いいたします。

11ページの旧附則第15項につきましては、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に加えられたことに伴う所要規定の整備と条項を繰り上げ、第12項としております。

旧附則第16項につきましては、規定が削除となっております。

なお、附則におきまして、この条例は平成29年1月1日から施行するとなっております。

以上でございます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第72号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第72号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

平成25年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,400万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,276万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、14款国庫支出金で、既定額に今回8,376万2,000円を追加し、5億5,165万9,000円と定めています。

15款県支出金で、既定額に3,961万4,000円を追加、17款寄付金で既定額に218万6,000円を追加、18款繰入金で既定額に1億1,570万円を追加、19款繰越金で既定額に8,889万2,000円を追加、20款諸収入で既定額から14万8,000円を減額、21款町債で既定額から1,600万円を減額。

歳入合計では、既定額に今回3億1,400万6,000円を追加し、65億9,2

76万9,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出では、1款議会費で、既定額に今回23万4,000円を追加し、9,065万5,000円と定めています。

2款総務費で、既定額に1,600万6,000円を追加、3款民生費で、既定額に1億9,992万5,000円を追加、4款衛生費で、既定額に4,817万9,000円を追加、5款農林水産業費で、既定額に479万4,000円を追加、6款商工費で、既定額に101万8,000円を追加、7款土木費で、既定額に2,890万4,000円を追加、8款消防費で、既定額に75万8,000円を追加、9款教育費で、既定額に1,398万8,000円を追加。10款災害復旧費で、既定額に20万円を追加。

次のページをお願いいたします。

歳出合計では、既定額に今回3億1,400万6,000円を追加し、65億9,276万9,000円と定めています。

次の7ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加では、生馬小学校整備事業につきまして、限度額を670万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては当初予算と変わりございません。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

変更では、道路橋梁等整備事業につきまして、限度額に50万円を追加し、限度額を200万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

次に、廃止では、駐車場整備事業で、限度額2,320万円は地域経済活性化雇用創出臨時交付金を充当したことから廃止としています。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、このページから次の11ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、今回の補正は、7月から実施しております給与減額措置及び人事異動に伴う給与費等の補正と規格省令の改正に伴う消火器購入費を補正を行っております。

1 款議会費では23万4,000円の追加で、主なものとしまして、職員給与費等を減額、臨時職員賃金を追加措置しております。

2 款総務費では、一般管理費で1,146万5,000円の追加で、主なものとしまして、番号制度対応業務委託料84万円、旧規格の消火器のリサイクル手数料及び新規格の消火器購入費26万5,000円、基本ソフトのバージョンアップに伴うパーソナルコンピューターの購入費630万円、負担金では総合事務組合特別加入負担金1,806万6,000円を追加措置しています。

一般会計の消火器の購入台数は319台、廃棄が332台となっております。

防災対策費で47万円の追加で、次のページをお願いいたします。

防災用特設電話設置の備えとして、朝来小学校、市ノ瀬小学校に電話配管工事請負費52万5,000円を措置しております。

交通安全対策費で80万円の追加で、チャイルドシート及び防犯灯設置補助金を追加措置しています。

企画費で7万9,000円の追加、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業で218万6,000円の追加で、さわやか上富田まちづくり基金積立金を追加措置しております。

男女共同参画社会推進費で、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行っております。

地籍調査費で484万3,000円の減額で、主なものとしまして、職員給与費等を措置し、委託料で地籍調査測量委託料811万5,000円を減額措置しております。

次の20ページをお願いいたします。

税務総務費で286万9,000円の追加で、職員給与費等を追加措置しております。

賦課徴収費で343万2,000円の追加で、委託料で延滞金の率の改正に伴う税制改正対応システム業務委託料35万1,000円、基本ソフト変更に伴うエルタックスシステム改修業務委託料6万3,000円、償還金、利子及び割引料では過誤納還付金300万円を追加措置しております。

戸籍住民基本台帳費で48万8,000円の減額で、職員給与費等を措置しております。

選挙管理委員会費で8万円の減額、統計調査総務費で5万4,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

指定統計調査費で6万2,000円の追加。

3 款民生費では、社会福祉総務費で118万5,000円の追加で、主なものとしまして、職員給与費等の減額、特別会計介護保険繰出金125万5,000円を追加措置

しています。

老人福祉費で57万2,000円の追加で、主なものとしまして、紀南地方老人施設組合負担金が確定しましたので54万8,000円を追加措置しております。

障害福祉費で1億805万1,000円の追加で、扶助費で障害福祉サービス等給付費ほか9,585万円、過年度分地域生活支援事業費補助金ほか返還金で1,220万1,000円を追加措置しています。

社会・児童福祉医療費で7,358万1,000円の追加で、主なものとしまして扶助費で重度心身障害児(者)医療費等、合計しますと2,593万1,000円を追加しております。

次のページをお願いいたします。

繰出金では、特別会計国民健康保険繰出金4,422万1,000円、後期高齢者医療繰出金3万7,000円を追加措置しております。

児童福祉総務費で9万2,000円の追加、主なものとしましては、過年度分子育て支援交付金返還金12万9,000円を措置しております。

保育所運営費で1,900万9,000円の追加で、主なものとしまして、職員給与等の減額、臨時職員賃金1,937万5,000円を追加、消火器購入費等12万9,000円を措置しております。

児童措置費で256万5,000円の減額、児童手当費を減額措置しております。

4款衛生費では、保健衛生総務費で1,518万5,000円の追加で、次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、職員給与費等を措置、負担金、補助及び交付金では公立紀南病院組合負担金1,510万3,000円を追加措置しております。

予防費で131万8,000円の追加で、主なものとしまして、健康管理システム改修業務委託料52万5,000円、過年度分の健康増進事業費補助金ほか返還金49万1,000円を追加措置しております。

環境衛生費で2万3,000円を追加、清掃総務費で3,165万3,000円の追加で、主なものとしまして、委託料で指定袋収集手数料徴収委託料158万円、負担金で上大中清掃施設組合負担金1,140万9,000円、富田川衛生施設組合負担金1,462万3,000円を追加措置、補助金で合併処理浄化槽補助金124万6,000円を追加措置しております。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費では、農業委員会費で16万円を減額、農業総務費で466万9,000円の追加、主なものとしまして、稚魚放流事業補助金350万円、岡地区3カ所

への防護柵等設置支援補助金112万4,000円、繰出金で特別会計農業集落排水事業繰出金269万4,000円を追加措置しております。

林業総務費で28万5,000円の追加で、主なものとしまして、委託料でカシノナガキクイムシの駆除のため、森林病虫害対策業務委託料34万円と森林地理情報管理システム購入費を、委託料のシステム構築業務委託料へ組み換え措置を行っております。

6款商工費では、商工総務費で101万8,000円の追加で、職員給与費等を追加。次のページをお願いいたします。

需用費で消費者行政啓発物資購入費100万円を措置しております。

7款土木費では、土木総務費で1,042万1,000円の追加で、職員給与費等を追加し、中島集会所の雨漏り修繕に要する費用の補助金としまして27万3,000円を措置しております。

道路橋梁総務費で53万円を追加、道路橋梁維持費で、補正額はございませんが、地域経済活性化雇用創出臨時交付金を町道加茂寺線改良工事及び丹田台地区の舗装工事に財源充当しましたので財源内訳の変更を行っております。

高速道路推進費では7万6,000円の減額、社会資本整備総合交付金事業で10万7,000円の追加、河川総務費で55万円の追加で、主なものとしましては井の谷及び岩崎排水施設の燃料費30万円を追加措置しております。

河川改良費で300万円の減額。

次のページをお願いいたします。

職員給与費等を補正、砂利採取費負担金300万円を減額措置しております。

都市計画費で1,973万9,000円の追加で、特別会計公共下水道事業繰出金1,973万9,000円を追加措置しております。

住宅管理費で94万7,000円の追加で、飛曾川団地給水管の修繕等75万円を措置しています

公営住宅建設事業費で、職員給与費等31万4,000円の減額。

8款消防費では、非常備消防費で75万8,000円の追加、主なものとしまして、岩田上殿地区にあります旧有線放送施設の撤去工事請負費47万3,000円を措置しております。

9款教育費では、事務局費で2万1,000円の減額、職員給与費等を減額しております。

次のページをお願いいたします。

また、熊野高校への補助金としまして地域交流事業補助金30万円を追加措置しております。

学校管理費で41万2,000円の追加で、消火器購入費等を措置しております。

教育振興費で14万円の追加で、市ノ瀬、岩田小学校で申請していました紀の国緑育推進事業補助金の交付決定により、事業費14万円を措置しております。

生馬小学校整備事業で1,012万円の追加で、非構造物耐震基準の見直しによる生馬小学校屋内運動場、吊り天井の撤去及び照明改修のための費用を措置しております。

3項の中学校費の学校管理費では88万2,000円の追加で、古くなりました防火水槽ポンプ等の修理費62万1,000円、消火器購入費等26万1,000円を措置しております。

教育振興費で170万1,000円の減額で、海外研修交流事業で当初23名で計上しておりましたが、参加者が20名となりましたため、3名分の事業費を減額しております。

負担金、補助及び交付金では、各種クラブ活動の成績がよく、近畿大会、全国大会出場に伴う派遣費用として59万7,000円を追加措置しております。

次のページをお願いいたします。

社会教育総務費で130万8,000円の減額で、職員給与費等を減額、消火器購入費等を措置しております。

公民館運営費で7万8,000円の減額で、主なものとしましては工事請負費で生馬公民館への進入路にガードパイプ設置工事請負費9万円を措置しております。

児童館運営費で1万4,000円の減額で、職員給与費等を減額し、消火器購入費等を追加措置しております。

文化会館運営費で87万6,000円の追加で、主なものとしまして、職員給与費等、消火器購入費等を追加、委託料で地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業の認定を受けた桜美林大学のアウトリーチ事業等委託料50万円を追加措置しております。

次のページをお願いいたします。

保健体育総務費で347万1,000円の追加で、主なものとしまして、職員給与費等の追加、委託料でスポーツセンターPR用のDVD作成業務委託料41万7,000円を措置しております。

体育施設管理費で120万9,000円の追加で、主なものとしまして、日本サッカー協会人工芝ピッチ公認料62万5,000円、消火器購入費等を措置しております。

また、6月議会でご承認いただきましたトイレの改修工事と駐車場整備工事の財源に地域経済活性化雇用創出臨時交付金を充当し、財源内訳の変更を行っております。

10款の災害復旧費では、単独災害復旧事業で20万円の追加で、町道後谷線災害復旧工事に伴う土壌検査業務委託料20万円を追加措置しております。

39ページ、40ページにつきましては給与費明細書となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは歳入を説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

14款国庫支出金では、総務費国庫負担金で地籍調査事業費負担金272万8,000円を減額措置しております。

民生費国庫負担金で4,965万7,000円の追加で、社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費負担金3,700万円、障害者医療費負担金292万5,000円を追加、児童福祉費負担金では障害児施設措置費給付費等負担金800万円を追加、児童手当負担金202万1,000円を減額、過年度分児童手当負担金375万3,000円を措置しております。

総務費国庫補助金では地域経済活性化雇用創出臨時交付金3,423万1,000円を追加、民生費国庫補助金で、子育て支援交付金18万3,000円を減額、衛生費国庫補助金で合併処理浄化槽設置補助金58万8,000円を減額、教育費国庫補助金で生馬小学校屋内運動場改修のための学校施設環境改善交付金337万3,000円を措置しております。

15款県支出金では、総務費県負担金で地籍調査事業費負担金136万4,000円を減額、民生費県負担金で2,376万5,000円の追加で、社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費負担金1,850万円ほかを措置しております。

児童福祉費負担金では、障害児施設措置費（給付費等）負担金400万円を追加措置しております。児童手当負担金では27万3,000円を減額、民生費県補助金で1,299万7,000円の追加で重度心身障害事（者）医療費補助金643万円、児童福祉費補助金では乳幼児医療費補助金394万4,000円ほかを措置しております。

衛生費県補助金では、合併処理浄化槽設置補助金41万5,000円、和歌山県がん検診推進事業費補助金48万3,000円を措置しております。

農林業費県補助金で90万円の追加で、農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金56万1,000円、森林整備加速化・林業再生事業費補助金33万9,000円を措置しております。

教育費県補助金で125万3,000円の追加で、地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業費補助金70万円、わがまち元気プロジェクト支援事業41万7,000円、紀の国緑育推進事業費補助金13万6,000円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

商工費県補助金で、市町村消費者行政活性化交付金100万円を追加、総務費委託金

で指定統計調査委託金6万1,000円を追加、土木費委託金で住生活総合調査委託金10万4,000円を追加しております。

17款寄附金では、総務費寄附金でさわやか上富田まちづくり寄附金218万6,000円を追加措置しております。

18款繰入金では、さわやか上富田まちづくり基金繰入金で30万円、財政調整基金繰入金で1億1,540万円を追加措置しております。

19款繰越金では、前年度繰越金8,889万2,000円を追加措置しております。

20款諸収入では、県証紙売捌代金100万円、県証紙売捌手数料2万1,000円を追加、雑入では海外研修業務負担金145万2,000円を減額、日本女性大会参加者負担金5万円ほかを措置しております。

21款町債では、道路橋梁等整備事業債で50万円を追加、駐車場整備事業債で2,320万円を減額、生馬小学校屋内運動場吊り天井撤去改修事業債で670万円を措置しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

14時40分まで休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時39分

○議長（大石哲雄）

再開します。

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

よろしくお願いたします。

私から、議案第73号から75号までご説明させていただきます。

では、議案第73号をお願いします。

議案第73号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）。

平成25年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,599万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます10月末現在の保険加入世帯は2,828世帯、被保険者数は5,054名となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、まず歳入です。

3款国庫支出金で、既定額に6万2,000円を追加、4款療養給付費交付金で、既定額に578万3,000円を追加、6款県支出金で既定額に6万2,000円を追加、8款財産収入で、既定額に2万7,000円を追加、9款繰入金で既定額に3,010万円を追加、歳入合計といたしまして、既定額に3,603万4,000円を追加して21億2,599万1,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費で、既定額に422万1,000円を追加、2款保険給付費で、既定額に462万円を追加。

8款保険事業費で、既定額に320万9,000円を追加。

9款基金積立金で、既定額に2万7,000円を追加。

11款諸支出金で、既定額に2,395万7,000円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額に3,603万4,000円を追加し、21億2,599万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、3目特定健康審査等負担金で、過年度分特定健康審査等負担金6万2,000円を措置しております。

4款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金で過年度分療養給付費交付金578万3,000円を措置しております。

6款県支出金、1項県負担金、2目特定健康審査等負担金で過年度分特定健康審査等

負担金6万2,000円を措置しております。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で基金利子2万7,000円を措置しております。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で4,422万1,000円を、主なものとしまして財政安定化支援事業繰入金3,200万円を措置しております。

次のページをお願いします。

9款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金で1,412万1,000円の減額措置をしております。これにつきましては、財源の調整でございます。

8ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で408万7,000円の増額をしております。2節給料から4節共済費につきましては職員の異動による増でございます。

18節の備品購入費で51万3,000円を追加補正しております。これにつきましては、パソコン及びプリンター2台分の買いかえの措置をしております。

次に、2項徴税费、1目賦課徴収費で13万4,000円の増額でございます。2節給料から4節共済費につきましては、職員の異動による増でございます。

次のページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で、補正はございませんが、財源内訳を変更しております。

次に、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金で462万円の増額、新たに11件を見込んでございます。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費で320万9,000円の増額をしております。

13節委託料で人間ドック委託料としまして315万9,000円の増額補正をしております。これは受検者増による補正でございますが、当初439名分を見込んでいましたが、新たに135名分を追加見込んでおります。

10ページをお願いいたします。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険基金積立金2万7,000円を措置しております。これは基金の積立金でございます。

11款諸支出金、2項返還金、1目返還金で、2,393万6,000円を措置しております。主なものとしまして、過年度分の療養給付費負担金返還金2,393万6,000円等でございます。

11ページの給与費明細書につきましてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第74号をお願いいたします。

議案第74号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

平成25年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,113万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます10月末現在の被保険者数は1,887名となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正、」歳入でございます。

2款繰入金で、既定額に3万7,000円を追加、3款繰越金で、既定額に157万1,000円を追加、4款諸収入で、既定額に40万8,000円を追加、歳入合計といたしまして、既定額に201万6,000円を追加して2億4,113万4,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費で、既定額から6万5,000円を減額、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、既定額に167万3,000円を追加。

3款保健事業費で、既定額に35万8,000円を追加。

5款諸支出金で、既定額に5万円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額に201万6,000円を追加して、2億4,112万4,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

2、歳入です。

2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金で3万7,000円を措置しております。主なものとしまして、保険基盤安定繰入金で10万2,000円を措置しております。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金として157万1,000円を措置しております。

4款諸収入、3項雑入、1目雑入で408万円を措置しております。主なものとして、人間ドック補助金で35万8,000円を措置しております。

6ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で6万5,000円の減額をしております。2節給料から4節共済費につきましては、給与減額措置による減でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で、167万3,000円を措置しております。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費で35万8,000円の増額です。

人間ドック補助金としまして35万8,000円の増額補正をしております。これは受検者増による補正でございまして、当初23名を見込んでおりましたが、新たに4名分を見込んでおります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金で、過年度保険料還付金といたしまして5万円を措置しております。

7ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第75号をお願いいたします。

議案第75号、平成25年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成25年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,838万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,085万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます10月末現在の第1号被保険者は3,491名、認定者数は704名でございます。受給者数につきましては574名でございます。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入です。

3款国庫支出金で、既定額に457万8,000円を追加、4款支払基金交付金で、既定額に493万6,000円を追加、5款県支出金で、既定額に212万5,000円を追加。

7款繰入金で、既定額に549万5,000円を追加。

8款繰越金で、既定額に1,125万4,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額に2,838万8,000円を追加し、12億3,085万9,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費で、既定額から87万8,000円を減額、2款保険給付費で、既定額に1,642万2,000円を追加。

4款地域支援事業費で、既定額に59万7,000円を追加。

5款諸支出金で、新たに1,224万9,000円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額に2,838万8,000円を追加し、12億3,085万9,000円と定めております。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で328万4,000円の追加、2項国庫補助金、1目調整交付金で114万9,000円の追加、2目介護予防事業交付金で15万1,000円の追加、3目包括的支援・任意事業交付金で6,000円の減額です。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金で476万1,000円の追加、2目地域支援事業支援交付金で17万5,000円の追加。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金205万3,000円の追加。

次のページをお願いします。

2項県補助金、1目介護予防事業交付金で7万5,000円の追加、2目包括的支援・任意事業交付金3,000円の減額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で205万3,000円の追加。

以下、一般会計からの繰入金合計は125万5,000円を措置しております。

2項基金繰入金で、1目介護給付費準備基金繰入金424万円です。

本予算執行後の準備基金の残高は764万5,285円となります。

8 ページをお願いいたします。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で、前年度繰越金といたしまして1, 1 2 5 万4, 0 0 0 円を措置しております。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で8 7 万8, 0 0 0 円の減でございます。2 節給料から4 節共済費につきましては、給与費減額措置による減でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費におきましては、当初予定しておりました額より居宅介護が増加しております、3, 7 0 0 万円の増、6 目地域密着型介護サービス給付費で1, 0 0 0 万円の減。

1 0 ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費で1, 1 0 0 万円の減、5 目地域密着型介護予防サービス給付費で4 2 万円の増、4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防サービス事業費で6 0 万2, 0 0 0 円の増、2 節の給料から4 節共済費は職員の異動による増でございます。

2 項包括的支援事業・任意事業、1 目総務管理費で8, 0 0 0 円の増、4 節共済費は職員の異動による増でございます。

次のページをお願いします。

3 目総合相談・権利擁護事業費で4 万8, 0 0 0 円の減。2 節給料から4 節共済費は給与削減措置による減でございます。

4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、9 節旅費3 万5, 0 0 0 円の増、普通旅費を追加しております。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金につきましては1, 2 0 4 万9, 0 0 0 円、過年度分の療養給与費負担金国庫返還金3 9 0 万2, 0 0 0 円など、精算による返還金を措置しております。

2 目保険料還付金で新たに2 0 万円を追加しております。

1 2 ページの給与費明細書につきましてはお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時 5 9 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第76号についてご説明申し上げます。

議案第76号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）。

平成25年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ914万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,971万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

諸収入、既定額から914万9,000円を減額してございます。

歳入合計では、既定額から914万9,000円を減額し、7億1,971万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成費、既定額から914万9,000円を減額してございます。

歳出合計では、既定額から914万9,000円を減額し、7億1,971万5,000円と定めてございます。

3ページ、事項別明細書、総括につきましてはお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入です。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額から914万9,000円を減額し、4億8,891万4,000円。

計といたしまして、既定額から914万9,000円を減額し、7億1,971万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成費、残土処理場事業費、既定額から914万9,000円を減額し、2億922万7,000円。

計としまして、既定額から914万9,000円を減額し、2億6,385万1,000円と定めてございます。これにつきましては、一般職給1名分の給与、職員手当共済費を一般会計に振りかえたことによる減額となっております。

5ページにつきましては、給与費明細書となっております。お目通しのほどお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、福田君。

○上下水道課長（福田睦巳）

議案第77号から議案第79号についてご説明申し上げます。

議案第77号、平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。

平成25年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ269万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,646万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入です。

繰入金、既定額に269万4,000円を追加し、1億3,900万円と定めております。

歳入合計では、今回既定額に269万4,000円を追加し、1億8,646万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

農業集落排水事業費、既定額に269万4,000円を追加し、6,868万8,000円と定めています。

歳出合計では、今回既定額に269万4,000円を追加し、1億8,646万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しをお願いします。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に269万4,000円を追加し、1億3,900万円と定めています。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

農業集落排水事業費、総務費、既定額に63万2,000円を追加し、902万1,000円としております。職員給与費の調整と費用弁償24万1,000円を追加措置しております。

施設維持管理費、既定額に206万2,000円を追加し、5,966万7,000円としております。

需用費、修繕料として市ノ瀬南岸地区の真空ポンプ修繕、生馬地区のマンホールポンプ圧送管修繕等で200万円を計上しております。

備品購入費で消火器9本の購入費と、それに伴うリサイクル手数料を計上しております。

公債費、利子につきましては、補正額はございませんが、財源内訳の見直しであります。

次のページをお願いします。

8 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第78号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第1号)。

平成25年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,772万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入です。

繰入金、既定額から26万1,000円を減額し、1億3,073万8,000円と定めています。

繰越金、既定額に27万5,000円を追加し、47万5,000円。

歳入合計では、今回既定額に1万4,000円を追加し、2億9,772万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

公共下水道事業費、既定額に1万4,000円を追加し、1億8,954万円と定めています。

歳出合計では、今回既定額に1万4,000円を追加し、2億9,772万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に1,973万9,000円を追加し、1億2,220万8,000円としております。財源内訳の見直しによる増額であります。

下水道事業基金繰入金、既定額から2,000万円を減額し、853万円としております。財源内訳の見直しによる減額であります。

繰越金、既定額に27万5,000円を追加し、47万5,000円としております。前年度繰越金でございます。

7ページをお願いします。

3、歳出です。

公共下水道事業費、既定額に1万4,000円を追加し、1億5,653万2,000円としております。職員の異動による給与費等の増額であります。

公債費、元金につきましては、補正額はゼロ円ですが、財源内訳の見直しをしております。

次のページをお願いします。

8ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第79号、平成25年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。総則。

第1条、平成25年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、平成25年度上富田町水道事業会計（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

4号、配水設備改良費、既定予定量に3,380万円を追加し、8,565万7,000円と定めています。

収益的収入及び支出。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益、既定額に10万円を追加し、4億5,310万円と定めています。

第1項営業収益、既定額に10万円を追加し、4億5,240万円、第2項営業外収益、補正額ゼロ円で70万円であります。

次のページをお願いします。

支出です。

第1款水道事業費用、既定額に10万円を追加し、4億5,310万円と定めています。

第1項営業費用、既定額に10万円を追加し、3億8,958万4,000円、第2項営業外費用、補正額はゼロ円で6,351万6,000円であります。

次のページをお願いします。

資本的支出。

第4条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,794万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

支出です。

第2款水道事業資本的支出、既定額に3,380万円を追加し、2億4,924万2,000円と定めています。

第1項建設改良費、既定額に3,380万円を追加し、9,240万7,000円、第2項企業債償還金、補正額はゼロ円で1億5,683万5,000円であります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

1号職員給与費、既定額から45万2,000円を減額し、4,307万3,000円と定めています。

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道

次のページをお願いします。

補正予算実施計画明細書。

1、収益的収入及び支出。

収入です。

水道事業収益、既定額に10万円を追加し、4億5,310万円と定めています。

営業収益のその他の営業収益で、既定額に10万円を追加し、530万円としております。分担金でございます。

次のページをお願いします。

支出です。

水道事業費用、既定額に10万円を追加し、4億5,310万円としております。

営業費用の1目原水及び浄水費から6ページの5目総係費までは、職員6名分の人件費の調整で45万2,000円の減額と、4目業務費で、主なものとしまして、返信用機器修繕費10万円を追加措置しております。

7ページをお願いします。

2、資本的支出です。

水道事業資本的支出、既定額に3,380万円を追加し、2億4,924万2,000円としております。

建設改良費の配水設備改良費では、既定額に3,380万円を追加し、8,565万7,000円としております。

工事請負費としまして、国道311号線市ノ瀬橋付近の配水管改良工事の追加と国道42号峠バイパスの配水管改良工事の増額等で3,380万円の追加措置をしております。

次のページをお願いします。

8ページ、9ページにつきましては、給与費明細書でございます。お目通しをお願いします。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第80号についてご説明申し上げます。

議案第80号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成25年6月19日契約に係る平成25年度第1号高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1、契約の目的、平成25年度第1号、高速道路推進事業、大内谷第二残土処分場造成工事

2、契約金額、変更前3億67万4,850円、変更後3億3,314万6,100円、3,247万1,250円の増となっております。

3、契約の相手方、大阪市北区豊崎三丁目19番3号、東急建設株式会社大阪支店、執行役員支店長内海秀樹

平成25年12月12日提出、上富田町長小出隆道

本工事の現場につきましては、切り土面につきましては延長が90メートル、最高切り土高としまして20メートルで、4段のステップで仕上がりの格好となります。

そうした中、上部から1段切り取るごとにのり面排水及び吹きつけ工事を行い、1段ずつ完成させながら計画まで切り下げていく計画で、切り土のり面の仕上げの一連工事としまして、今回変更契約を行うものでございます。

主な工事内容につきましては、のり面排水溝としまして590メートル、吹きつけ工事としまして3,830平米、防塵対策としまして、仮舗装工事を追加するものとなっております。

次のページに、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、「議会の議決を得た後、本契約とする」となっております。

どうかご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月18日午前11時から、生馬メガソーラー事業の安全祈願祭がございますので、午後1時30分が開会となりますのでご参集をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

延会 午後3時19分